

報告事項 1

平成27年9月定例県議会の概要について

このことについて、平成27年9月17日から10月14日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について別紙資料に基づき報告します。

平成27年11月11日

総務課

平成 27 年 9 月定例県議会代表質問一覧

自由民主党代表質問 原 よ し の ぶ

5 次代を担う人づくりについて

学校教育における児童生徒の健全育成について

痛ましい事件を防ぐため、児童生徒の健全育成、わけても、心の健全育成に向け、どのように取り組んでいかれるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

民主党代表質問 安 藤 と し き

4 「誰もが豊かに学び暮らせる愛知づくり」について

(1) 子どもたちの教育環境整備について

ア 少人数学級と少人数指導を合わせて「少人数教育」について、どう進めていかれるのか、教育長にお伺いします。

イ また、障害がある子どもの教育に関する環境の整備に向けどう取組を進めていかれるのか、併せてお伺いします。

(2) 学校と家庭の情報モラル教育について

いじめにも繋がりがねない「LINE」の問題は、学校での情報モラル教育とともに、家庭での実効性のある取組が子どもたちを守る「カギ」となるのではないかと思います。学校と家庭が連携した取組についてのお考えをお聞かせください。

5 魅力ある地域づくりについて

(1) 県立高等学校の教育改革の取組について

平成29年度から実施される新しい高校入試制度のねらいと改善の内容について、また、今後どのように生徒・保護者をはじめ県民に周知を図っていかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

(2) 障害者スポーツの振興について

パラリンピックを目指す障害者のトップアスリートに対し、どのような支援を考えているのか、また、障害者スポーツをどのように推進していかれるのか、知事のご所見をお伺いいたします。

【質問要旨】

5 次代を担う人づくりについて

学校教育における児童生徒の健全育成について

痛ましい事件を防ぐため、児童生徒の健全育成、わけても、心の健全育成に向けて、どのように取り組んでいかれるのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

学校教育における児童生徒の健全育成についてお尋ねをいただきました。少年による命にかかわる深刻な事件や自らの命を絶つ痛ましい事案の背景には、生命に関する意識の希薄さや交友関係の広がりなどがございますので、そうした点を踏まえ、家庭・地域等との連携も今まで以上に強めながら、児童生徒の健全育成、心の健全育成に取り組むことが重要でございます。

このため、学校では道徳教育の中で重点的に命の大切さや思いやりの心を育んだり、講師を招いて自他の生命について考える「命の授業」や「動物ふれあい教室」を開催するなど、教育活動全体を通して心の教育に取り組んでいるところでございます。今後は、こうした取組が学校通信や授業公開などによりまして、さらに家庭・地域を巻き込んだものとなるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、自らの命を絶つ事案を防ぐためには、悩みを抱えている本人だけでなく、その悩みに気付いたまわりの児童生徒も安心して相談できるように体制を充実させるほか、特に事案の発生が多い学年の変わり目や長期休業明け前後におきまして、懇談会や電話連絡など家庭との連携を密にしながら、小さな変化やその兆候を見逃さないようきめ細かな生徒指導が図られるようにしてまいります。

このほか、事案の中には家庭環境を要因とするものや犯罪性が高く重大なものもございますので、警察や児童相談所等との関係機関との連携強化にも努めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

4 「誰もが豊かに学び暮らせる愛知づくり」について

(1) 子どもたちの教育環境整備について

ア 少人数学級と少人数指導を合わせて「少人数教育」について、どう進めていかれるのか、教育長にお伺いします。

イ また、障害がある子どもの教育に関する環境の整備に向けどう取組を進めていかれるのか、併せてお伺いします。

(2) 学校と家庭の情報モラル教育について

いじめにも繋がりがねない「LINE」の問題は、学校での情報モラル教育とともに、家庭での実効性のある取組が子どもたちを守る「カギ」となるのではないかと思います。学校と家庭の連携した取組についてのお考えをお聞かせください。

【教育長答弁要旨】

(1)ア 教育委員会には、子どもたちの教育環境整備についてなど、3点のご質問をいただきました。

始めに、「少人数教育」をどう進めていくかについてでございます。

本県の少人数教育でございますが、国の定数を最大限活用することによりまして、算数・数学など理解に差のつきやすい教科を中心に、チームティーチングや学習集団を分割する少人数指導を実施するとともに、いわゆる小1プロブレムや中1ギャップといった、子どもたちの学習環境の変化への対応として、小学校第1学年、第2学年及び中学校第1学年において、35人編制の少人数学級を実施しているところでございます。

これらの取組により、子どもたちの学習内容の理解をさらに深め、また、社会性や生活習慣などを定着させることに効果が得られていると認識をいたしております。

従いまして、今後とも、小学校第1学年、第2学年及び中学校第1学年の少人数学級については、引き続き実施に努めますとともに、児童生徒の主体的な学習

への参加を促すために少人数による指導が必要となりますアクティブ・ラーニングを推進するなど、国の定数改善を活用しながら、少人数教育の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。

イ 次に、障害がある子どもの教育に関する環境整備についてでございます。

小中学校におきましては、発達障害のある子どもを含めて、障害のある児童生徒が多数在籍しておりますことから、支援体制の一層の充実が重要な課題であると認識いたしております。

このため、特別支援学級につきましては、今年度から小学校では、障害の種類に応じて1人でも学級が新設できるよう、設置基準を改善したところでございます。また、主に発達障害のある子どもの個別指導に当たる通級指導担当教員につきましても、国の定数改善を活用しながら、重点的にその増員に努めてきたところでございます。

一方、特別支援教育支援員につきましては、国の地方財政措置により、市町村が配置いたしておりますけれども、県からの働きかけもあり、毎年増員が図られているところでございます。

今後も、障害のある子どもの増加に対応するとともに、きめ細やかな支援ができますよう、国に対して通級指導担当教員の加配や特別支援教育支援員に対する財政措置の一層の充実を要請しながら、特別支援教育の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

(2) 最後に、学校と家庭が連携した情報モラル教育についてお答えをしたいと存じます。

スマートフォンなどの情報通信機器は、使い方によっていじめや犯罪につながる危険性がございますが、家庭での利用が中心となることから、学校と家庭が一体となって情報モラル教育を進めていくことが重要でございます。

こうしたことから、現在、学校ではネットワーク上のトラブルを擬似体験し、その危険性やマナー等を学ぶ授業を保護者に参観してもらうことで家庭のルールづくりを促したり、刈谷市のようにPTAと協働して利用時間を制限したりする取組が広がりつつございます。

今後、県教育委員会といたしましては、学校と家庭が連携した取組が一層進むように、PTA指導者の研修等を通じて、保護者に情報モラルについての理解を

深めてもらうとともに、教員に対しても最新の情報トラブル事例から学ぶ研修を、実施をし、指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

特に、最近ではスマートフォンや携帯電話を所持する小学生が増えておりますので、小学校の早い段階から学校と家庭の連携強化を図り、ネット依存やネットいじめの加害者・被害者にならないための正しい使い方やマナー・ルールを習得できるようにしてまいりたいと、このように考えております。

【質問要旨】

5 魅力ある地域づくりについて

（1）県立高等学校の教育改革の取組について

平成29年度から実施される新しい高校入試制度のねらいと改善の内容について、また、今後どのように生徒・保護者をはじめ県民に周知を図っていくのか、教育長のご所見をお伺いいたします。

【教育長答弁要旨】

高等学校の入試制度の改善についてお尋ねをいただきました。

本県の複合選抜制度は、平成元年度の導入以来、時代の状況を踏まえてその都度必要な改善を図ってまいりましたが、推薦入試のあり方や、群及びグループ分けなどの選抜制度の根幹にかかわる課題が明らかになってまいりましたので、平成24年度以来、2年間にわたって制度の改善について検討を重ね、平成29年度から新しい制度で入学者選抜を実施することとしたものでございます。

新しい制度では、2校受験できる現在の仕組みを維持したうえで、中学校3年生の3学期に落ち着いた学習環境を確保するために、現行では2月中旬に実施をしている推薦入試を3月中旬の一般入試の日程に取り込み、入試日程全体を短縮することといたしました。また、中学生が一層身近な地域の中で、より幅広い選択肢の中から主体的に高校を選択できるよう、三河学区では1群と2群に分かれていた普通科高校を一つにまとめて「三河群」とし、尾張学区では群を越えて受験できる1・2群共通校を増やすことといたしました。

新しい制度の周知につきましては、昨年5月、新制度入試を最初に受験することとなる、現在の中学校2年生及び保護者に対しまして新制度の概要を説明するリーフレットを配布し、また、本年6月には、中学1、2年生及び保護者に対して新しい群及びグループ分けも掲載した新たなリーフレットを配布いたしました。この内容は、教育委員会のホームページにも掲載し、周知を図っているところでございます。

今後は、10月に全中学校長への説明会を行いますとともに、来年度早々には、あらためて全中学生及び保護者に対しまして新制度をわかりやすく説明するリーフレットを作成、配布するなど、新しい制度の仕組みや改善点について、一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

【質問要旨】

5 魅力ある地域づくりについて

(2) 障害者スポーツの振興について

パラリンピックを目指す障害者のトップアスリートに対し、どのような支援を考
えているのか、また、障害者スポーツをどのように推進していかれるのか、知事のご
所見をお伺いいたします。

【知事答弁要旨】

私からの最後の答弁になりますが、障害者スポーツの振興についてであります。

オリンピック・パラリンピックが東京で開催されることとなり、5年後に迫ったこの夢の
プロジェクトに出場することはアスリートにとって大きな目標であるとともに、本県ゆか
りの選手の活躍は、県民に希望を与え、活力ある元気な愛知の実現につながっていくもの
と思っております。

そこで、本県では、今年度から東京オリンピックあいち選手強化事業として、本県にゆ
かりのある204名を強化指定選手に認定し、用具費や遠征・合宿費の補助を行っております。

一方、東京パラリンピックに向けた選手への支援も重要であり、現在、強化対象となり
得る候補者や必要な支援の内容を関係団体等に聞き取り調査を行い、情報収集に取り組ん
でおります。そして、これらの情報を分析し、パラリンピックの選手強化にも努めてまい
りたいと考えております。

また、障害のある方々にスポーツ活動に参加していただくことは、自信や希望につな
がり、更に、県民の皆様は、その姿を見ていただいたり、交流が行われることにより、障
害のある方の社会参加や県民の皆様の障害に対する理解が促進されることが期待されま
す。

本県では、障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への県選手団の派遣な
どに積極的に取り組んできたところですが、東京パラリンピックを契機としたスポーツへ
の関心の高まりを受け、今年度新たに「障害者スポーツ参加促進事業」を実施すること
としております。具体的には、スポーツに関心のある障害のある方々に、本県ゆかりのト
ップレベルの選手・指導者が、講演や実技指導を行うものでありまして、2014年アジアパラ

競技大会の金メダリストである^{さとうけいた}佐藤圭太選手をお迎えして実施する 11 月下旬の陸上競技を皮切りに、5 種目で行ってまいります。

県といたしましては、東京パラリンピックに向けて、選手強化に努めるとともに、障害のある方々の社会参加が促進されるよう、障害者スポーツの推進に取り組んでまいります。

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
1	今井隆喜	自民	1 一級河川鹿乗川の河川改修について	建設		
			2 災害時の医療救護体制の充実について	健福		
			3 リニア中央新幹線開通を見据えた西三河地域の交通利便性向上について	振興		
2	富田昭雄	民主	1 防災・減災について	防災		
			2 地域包括ケアについて	健福		
			3 長良川河口堰について	企業振興		
3	近藤ひろひと	自民	1 リニア開業をにらんだ県内施設整備について	振興		
			2 少子化対策について	健福 産労		
4	岡明彦	公明	1 防災・減災対策について	防災		
			2 愛知県陶磁美術館について	県民		
			3 あいちトリエンナーレ2016について	県民		
5	安藤正明	自民	1 アルコール健康障害について	健福		
			2 ゼロメートル地帯の災害対策について	防災		
			3 自主防犯団体の活動について	警察		
6	嶋口忠弘	民主	1 自動車関係諸税の抜本改革に向けた県としての取り組みについて	産労		
			2 安全運転支援システム(DSSS)の取り組みについて	警察		
			3 障害者雇用に対する就労支援について	産労		
7	南部文宏	自民	1 朝日遺跡(清須市)と歴史の里(守山区)について			
			(1) 朝日遺跡のPRについて	教育	文化財保護室	
			(2) 志段味古墳群歴史の里との連携について	教育	文化財保護室	

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
7	南部文宏	自民	2 公立中学校教科書採択について			
			(1) 教科書選定資料について	教育	義務教育課	
			(2) 教科書採択の協議のあり方について	教育	義務教育課	
			(3) 選定資料の公開について	教育	義務教育課	
			3 政府認定拉致被害者と、特定失踪者問題について			
			(1) 拉致問題に対する県の取組について	政企		
			(2) 学校現場での取組について	教育	義務教育課 高等学校教育課	
8	水谷満信	民主	1 天白川の整備について	建設		
			2 高齢者の生活困窮について	健福		
			3 マイナンバー制度について	振興		
9	渡辺周二	自民	1 水辺の緑の回廊整備事業について	建設		
			2 都市緑化の推進について	建設		
			3 市立の特別支援学校の整備に対する支援について			
			(1) 刈谷市の特別支援学校への期待について	教育	特別支援教育課	
			(2) 整備費に対する財政的支援について	教育	特別支援教育課	
			(3) 教員の配置や研修について	教育	特別支援教育課	
10	伊藤辰矢	自民	1 中部国際空港について	振興		
			2 グローバル人材育成に必要な歴史文化の理解について	教育	高等学校教育課 義務教育課	

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
11	谷口知美	民主	1 住まいの安心について	建設		
			2 多文化共生の推進について			
			(1) 相談窓口に寄せられた傾向等について	県民		
			(2) 企業等への情報提供について	県民		
			(3) 外国にルーツをもつ児童生徒等への認識について	県民		
			(4) 「外国につながる生徒」への対応について	教育	高等学校教育課	
			3 協働社会の構築について	県民		
12	島倉誠	自民	1 野生鳥獣（イノシシ）の適正な管理について	農水環境		
			2 海上の森の保全と活用について	農水		
13	大嶽理恵	民主	1 中小企業支援策とものづくり人材育成について			
			(1) 中小企業へのサポート体制について	産労		
			(2) 熟練技能のサポートについて	産労		
			(3) ものづくり人材の確保・育成について	産労		
			(4) 中高生とものづくり現場との交流の促進について	教育	高等学校教育課	
			(5) 教員のインターンシップ研修の充実について	教育	高等学校教育課	
			2 東三河県庁の意義と振興ビジョンについて	振興産労		

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
13	大嶽理恵	民主	3 発達に支援の必要な子どもへの育成支援と教育環境整備について			
			(1) 発達障害のある子どもの数の把握について	健福		
			(2) 児童発達支援センターについて	健福		
			(3) 関係機関と学校との連携について	教育	特別支援教育課	
			(4) 児童精神科医師不足等への認識について	健福		
			(5) 人員の配置について	健福		
			(6) すべての教員に対する発達障害に関する研修について	教育	特別支援教育課	
14	川嶋太郎	自民	1 高齢者福祉における地域の役割について	健福		
			2 高齢者の栄養改善について	健福		
15	伊藤辰夫	自民	1 次期あいち健康福祉ビジョンの策定について	健福		
			2 女性の活躍促進について	県民		
			3 道路や河川などの社会資本整備の進め方について	建設		
			4 知事のインド渡航について	産労		
16	福田喜夫	民主	1 広域的視点に立った都市計画について	建設		
			2 名古屋市と豊田市方面とを結ぶ道路整備について	建設		
			3 河川の整備状況について	建設		
			4 暴風警報時の学校の対応について	教育	健康学習課	
17	鈴木まさと	維新	1 あいちの人口ビジョンについて	政企		
			2 高齢者の運転免許講習について	警察		

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考			
18	下 奥 奈 歩	共産	1 安全保障関連法（案）について知事の姿勢を問う	振興 政企					
			2 若者の雇用の問題について。						
			(1) ブラック企業への県の認識について	産労					
			(2) ブラック企業なくすことへの県の考え方について。	産労					
			(3) ブラック企業根絶するための県の取り組みについて	産労					
			3 県すべての高校生への労働基準法の教育の実施について。	教育	高等学校教育課				
			4 大学生の奨学金問題について。	県民 産労					
19	中 根 義 高	自民	1 外国人の日本語教育について	県民					
			2 障害のある子どもへの継続した教育支援について	教育	特別支援教育課				
			3 文化財のあり方について	教育	文化財保護室				
			20	犬 飼 明 佳	公明	1 不登校対策について			
						(1) 不登校の未然防止に向けた取組及び保護者への支援について	教育	義務教育課 生涯学習課	
						(2) 高等学校における生徒の受け入れについて	教育	高等学校教育課	
						(3) あらゆる機関との連携について			
ア あらゆる機関との連携について（教育）	教育	義務教育課							
イ あらゆる機関との連携について（健福）	健福								
2 都市部低平地における農地の排水対策について	農水								
3 県外からの人材確保策について	産労								

平成27年9月議会一般質問一覧

2015/9/30

教育委員会総務課

順	氏名	会派	質問項目	担当部局	担当課	備考
21	青 山 省 三	自民	1 台湾との観光振興について			
			(1) 修学旅行プログラムの実施状況について	振興		
			(2) 県行政としての評価			
			ア 子どもたちへの国際理解教育などの視点	教育	高等学校教育課	
			イ 観光振興施策としての可能性の視点	振興		
			(3) 訪台する可能性について	振興		
			2 道徳教育と授業改善の取組について			
			(1) 道徳教育のさらなる充実について			
			ア 道徳教育の現状と課題について	教育	義務教育課	
			イ 道徳教材について	教育	義務教育課	
			ウ 教員の指導力向上について	教育	義務教育課	
			(2) 授業改善について	教育	義務教育課	
			3 全国育樹祭の開催について	農水		
			4 幹部交番の機能の充実について	警察		

平成27年9月定例県議会 一般質問（9月28日） 教育長答弁要旨
7番 自民党 南部文宏議員

【質問要旨】

1 朝日遺跡（清須市）と歴史の里（守山区）について

- (1) 名古屋市が進める歴史の里のように、完成を待たずして、現段階からでもPRに力をいれていく考えがあるのか伺う。
- (2) 再整備に向けて進み始めた貝殻山貝塚資料館と、名古屋市が進める志段味古墳群歴史の里とを、県と市の行政の垣根を越えてPR活動などを協力して事業を進めていく計画はあるのか伺う。

【教育長答弁要旨】

- (1) 始めに朝日遺跡のPRについての御質問にお答えをいたします。

全国最大規模の弥生集落でございます朝日遺跡から発掘された出土品は、学術的にも高い評価を得ておりまして、平成24年9月には、そのうちの2,028点が国の重要文化財に指定をされたところでございます。

県民の財産である朝日遺跡への関心を高めるとともに、その調査成果及び出土品を適切に保存・管理し、広く一般に公開するため、今年度は、議員お示しのとおり、有識者の指導のもとに、「史跡 貝殻山貝塚 保存管理計画検討会議」及び「清洲貝殻山貝塚資料館拡充整備検討会議」を設け、将来的な整備の基本方針や活用策の検討を進めているところでございます。

これまで、文化財保護事業は保存を主眼に置いた事業が中心でございましたが、今回の検討におきましては、朝日遺跡の調査成果及びその出土品を有効に活用することに合わせ、地域のにぎわいを創出するために、地元清須市及び名古屋市(西区)の教育部局に加え、観光部局や産業部局の関係者も含めた「にぎわい創出推進会議」を設け、相互が連携し、年間を通じて人が集まる施設とするための検討なども行っているところでございます。

今年度はこれらの成果なども踏まえまして、火起こし、土器づくりなど弥生時代の生活を体験できるイベントのほか、出土品の企画展示や講座、講演会を開催したり、朝日遺跡への理解や興味・関心を持ってもらえるように遺跡を紹介するガイドブックを作成して近隣の小学校や資料館への来場者に配布するなど、その魅力を発信したいと考えております。

今後は、フリーペーパーを始め様々な広報媒体を活用したPR活動を積極的に

うとともに、新たな資料館の整備内容やにぎわい創出の検討成果を踏まえたイベントも毎年度継続して開催してまいりたいと考えております。

- (2) 次に、志段味古墳群歴史の里との連携についてもお尋ねをいただきました。

志段味古墳群歴史の里につきましては、東海地方で最初に造られた大型前方後円墳の白鳥塚古墳を始め約 70 基もの古墳からなる東海地方を代表する古墳群であると認識をいたしております。

弥生時代を代表する朝日遺跡と古墳時代を代表する志段味古墳群の遺跡については、いずれも愛知にある貴重な歴史資料として、それぞれ単体ではなく、ストーリー性をもたせて連携して発信することにより、相乗効果が得られることは議員ご指摘のとおりだと思っております。

そこで今年度は、10月25日に、清洲貝殻山貝塚資料館で開催するイベントにおきまして、名古屋市から歴史の里のマスコットキャラクターに出演してもらうとともに、志段味古墳群を紹介するブースを出展していただくことを計画いたしております。

また、名古屋市が行う志段味古墳群のイベントなどにもスペースをお借りできれば、こちらから出向いて朝日遺跡をPRすることも考えております。

このほか、朝日遺跡からは美しい装飾を施した赤彩土器や当時の最先端の技術で作られた青銅器などが出土いたしております。これらは、「ものづくりの愛知の原点」として、志段味古墳群だけではなく、他の市町村のものづくりに関わる文化財、歴史遺産とも連携できるのではないかと、このように考えております。

平成27年9月定例県議会 一般質問(9月28日) 教育長答弁要旨
7番 自民党 南部文宏議員

【質問要旨】

2 公立中学校教科書採択について

- (1) 本県の教科書選定資料は、各教科書の違いを判別するのに、十分な資料であるといえるのか、ご答弁いただきたい。
- (2) 県の教育委員会会議において、短時間での協議で果たして中味を吟味できるのか疑問である。教科書採択の協議のあり方について、ご答弁いただきたい。
- (3) 選定資料の公開が、教科書採択終了後では遅く、保護者の意見を踏まえた採択とは言えない。早期公開を強く求めるが、お考えをお聞かせいただきたい。

【教育長答弁要旨】

- (1) 公立中学校の教科書採択について3点のお尋ねをいただきました。

まず、教科書採択における県の選定資料についてでございます。

教科書は、各教科書発行者によりまして、学習指導要領の趣旨を踏まえた記述内容の構成、題材の扱い、記号や図表の表記などについて工夫を凝らして編集をされております。

本県の選定資料は、こうした教科書の特徴や長所を多くの着眼点ごとに客観的に示すことに努めておりまして、各採択地区が調査研究する際の参考にしていただく資料でございます。そして、各採択地区では、この選定資料のほかにも、各教科書発行者が編集上の基本方針や特色をより具体的に分かりやすくまとめた編修趣意書、さらには地区独自に作成した詳細な調査資料を判断材料として、地区の実情にふさわしい教科書採択が行われているところでございます。こうした教科書採択の全体の流れの中で、本県の選定資料は重要な役割を果たしていると考えております。

県教育委員会といたしましては、これまでも教科書採択のたびに、選定資料の見直しを図ってきておりますが、今後、他県のものも参考にしながら、さらによりよい資料となるよう努めてまいりたいと考えております。

- (2) 次に、教育委員会会議での協議についてもお尋ねをいただきました。

県教育委員会は、教科書採択事務を進めるに当たりましては、学識経験者、保護者、市町村教育委員会関係者等を構成員とし、法令に基づいて設置する愛知県教科用図書選

定審議会の意見をあらかじめ聴きながら、採択権者である市町村教育委員会に適切な指導・助言・援助を行っているところでございます。

そこで、まずは4月の教育委員会会議で、中学校教科書の採択替えを基本方針とする教科用図書採択基準(案)を選定審議会に諮問するために審議をし、5月の教育委員会会議において審議会からの答申を受け、教科用図書採択基準を承認し、各市町村教育委員会に通知をいたしております。

その後、6月の教育委員会会議において、審議会の調査員による調査・研究結果をもとに作成した選定資料(案)について審議を行ったところでございます。各教育委員が、この教育委員会会議の審議に臨むに当たりましては、事前に歴史教科書見本を見比べながら、選定資料(案)で示された各教科書の特徴や長所について十分理解していただくようにしております。このように、短時間ではございますけれども、的確かつ公正な審議ができるように工夫をいたしているところでございます。

(3) 次に、選定資料の早期公開についてもお尋ねをいただきました。

本年度の公開につきましては、9月の教育委員会会議後、速やかに行ったところでございます。これは、法令により定められた採択期間が8月31日までとなっております。その間の静ひつな採択環境を確保したいと判断したからでございますけれども、早期公開につきましては、他府県の状況も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

【要望】

要望を申し上げます。教科書採択についてですが、私も浅いものですが、思うところは大きな隔たりがあるように思います。私自身も勉強を進めてまいりますので、引き続きましてこの教科書の採択につきまして取り組んでいってほしいと思い、要望を申し上げます。

平成27年9月定例県議会 一般質問(9月28日) 教育長答弁要旨
7番 自民党 南部文宏議員

【質問要旨】

3 政府認定拉致被害者と、特定失踪者問題について

(2) アニメ「めぐみ」をはじめとして、様々な資料を使って、学校教育の場で、この問題の理解を深める為にどのような取り組みをしてゆくのかをご答弁ください。

【教育長答弁要旨】

最後に、学校教育の場における拉致問題の理解を深めるための今後の取組について、お尋ねをいただきました。

拉致問題につきましては、平成23年に「人権教育・啓発に関する基本計画」の中に北朝鮮による拉致問題が新たに加わったことを踏まえ、児童生徒がこの問題に対する理解を深めていくことが大切であると、このように考えております。

このため、小・中学校におきましては社会科の授業の中で、高等学校においては日本史や現代社会の授業の中で、国際間の未解決問題として拉致問題について学習をいたしております。

DVDアニメ「めぐみ」につきましても、昨年12月の人権週間に、小・中学校、高等学校、特別支援学校合わせて17校が視聴しているほか、人権教育の教材の一つとして、道徳や総合的な学習の時間等で活用している学校もございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、児童生徒の発達段階にあわせ、このDVDを活用するほか、拉致被害者の手記を活用したり、拉致問題をテーマにした人権作文やポスターを作成したりするなど、機会をとらえて拉致問題への理解を一層深めさせるよう働きかけてまいりたいと、このように考えております。

【要望】

知事におかれましては、短波放送「しおかぜ」に心を寄せていただくことを要望します。

平成27年9月定例県議会 一般質問（9月29日） 教育長答弁要旨
9番 自民党 渡辺周二議員

【質問要旨】

3 市立の特別支援学校の整備に対する支援について

- (1) 県自身が肢体不自由の特別支援学校を新たに設置することに対してはどのような考えでいるのか、そして刈谷市の特別支援学校に何を期待しているのか、お聞かせ願います。
- (2) 県としては、この整備費に対して、何らかの財政的支援を予定しているのか、その考え方をお聞かせください。
- (3) この特別支援学校が障害のある子ども達に対し、一人一人に応じたベストの教育を施すためには、教員の果たす役割が重要であると考えますが、配置や研修について、県としてはどのように考えているか、お聞かせください。

【教育長答弁要旨】

- (1) 刈谷市立特別支援学校の整備に対する支援について、3点お尋ねをいただきました。
はじめに、県による肢体不自由特別支援学校の設置と、刈谷市立特別支援学校への期待についてでございます。
新たな特別支援学校の設置につきましては、本県の特別支援教育推進計画に基づき、過大化による教室不足の解消が喫緊の課題となっている知的障害特別支援学校の設置を最優先に進めているところであります。
肢体不自由特別支援学校につきましては、長時間通学の解消のため、スクールバスの増車が最大の課題となっておりますが、議員お示しのとおり、地理的に増車だけでは解消しきれない部分もございます。今後、過大化解消のために知的障害特別支援学校を新設する際に、肢体不自由にも対応できる学校の設置や、小中学校や高等学校の施設を活用した分校の設置について、県として今後検討してまいらねばならないと考えております。
また、豊田市や瀬戸市では市立の肢体不自由特別支援学校を設置しておりまして、子どもたちが生活する身近な地域での教育環境の整備に大いに寄与していただいております。

そのような中、今回、刈谷市が肢体不自由特別支援学校の設置をご英断いただきました。

刈谷市で計画されている特別支援学校につきましては、肢体不自由のある子どもたちの長時間通学が解消し、児童生徒への負担が軽減されることはもとより、小学校と特別支援学校の子どもたちが日常的にふれ合うことができる環境のもとで、社会性や豊かな人間性を育むといった多くの教育効果があるものと考えておりまして、地域における特別支援教育推進の重要な役割を発揮していただけるものと期待をしているところでございます。

(2) 次に、特別支援学校の整備費に対する財政支援についてでございます。

市町村が特別支援学校を設置した場合におきましては、これまでも学校施設の整備費に対しては財政支援を行ってきております。

刈谷市立特別支援学校につきましても、これまでの例を踏まえ、また、市と協議しながら、具体的な検討をしてみたいと考えております。

(3) 最後に、教員の配置、研修についてでございます。

特別支援教育につきましては、一人一人に応じた教育が重要でありますので、高い専門性をもった教員による指導のほか、特に新設校の場合は、これまでの指導との継続性も必要になってまいります。このため、市立特別支援学校の開校当初から、適切な指導、支援が継続してできるよう、教員につきましては、ひいらぎ特別支援学校をはじめ、肢体不自由特別支援学校での勤務経験がある者を基本に配置をしてみたいです。

また、近年、児童生徒の障害の重度化や重複化が進んでおりますので、開校後も、指導、支援に関する教員研修を、県立と市立の区別なく、一体となって実施をし、教員の専門性をさらに高めることといたしております。

いずれにいたしましても、県としましては、このような取組を通して、市立特別支援学校においても、障害のある子ども一人一人が生き生きと学ぶ魅力あふれる学校となるように、支援をしてみたいと、このように考えております。

【要望】

2回目は要望とさせていただきます。

当局の前向きな答弁をお聞きすることができて、大変力強く感じております。

最後に、市立の特別支援学校の整備に対する支援について、1点要望を申し上げます。

特別支援学校では、教員の他にも、子どもたちに適切な機能訓練を行ったり、学校生活全般を支援する職員が必要です。お聞きしますと、これまでの開校した市立の特別支援学校の例を見るかぎり、教員や事務職員については、県が手配することになっていますが、看護師や介助員、学務員などは、設置者である市が負担するとのことでございます。

市が建設費や維持費に、今後大きな負担がかかることを踏まえまして、ぜひとも、これから看護師や介助員などの人件費についても、県が支援することを強く、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

【質問要旨】

2 グローバル人材育成に必要な歴史文化の理解について

自国の歴史や文化に対する理解を深め、日本人としてのアイデンティティを持ち、世界で活躍できる人材を育成するために、義務教育、高等学校教育でそれぞれどのような取組をしていくのかお伺いします。

【教育長答弁要旨】

グローバル人材育成のため自国の歴史・文化の理解を図る取組についてお尋ねをいただきました。

議員御指摘のように、子どもたちが、ますます進展するグローバル社会の中で活躍していくためには、外国の歴史、文化や言葉について学習をするだけでなく、我が国の歴史や文化について理解を深め、日本人としてのアイデンティティが育まれることが大切であると考えております。

このため、小・中学校におきましては、郷土の歴史について調べたり、歴史博物館や史跡などを見学したりして、我が国の歴史について学ぶ社会科の授業の充実に努めているところでございます。

また、武道を必修とした保健体育科や、和楽器を演奏する音楽科の授業などにも取り組んでおりまして、我が国固有の文化を体験することで、児童生徒の伝統や文化を尊重する態度を育てております。

高等学校では、近代史を中心とした「日本史A」や、詳細な通史である「日本史B」において我が国の歴史を学習しておりますが、この他にも、総合的な学習の時間の中で、地域の文化や歴史をテーマとした課題探究学習に取り組んだり、修学旅行の事前学習として訪問地の歴史や文化の調査・研究活動を行うことなどを通じて、我が国の歴史や文化についての理解を深めております。

また、児童生徒にとりましては、海外の文化に直接触れる体験をもつことが、自国の歴史や文化を見つめ直したり、日本人としての自覚を深めたりするきっかけとなりますことから、海外の学校との交流活動や、留学生を招いた交歓会、外国の高校生訪日団の受け入れなどに積極的に取り組んでいるところでございます。

今後も、こうした取組を一層推進し、他国の文化を尊重する態度も育成しながら、日本人としてのアイデンティティーの醸成を図ってまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 多文化共生の推進について

- (4) 「外国にルーツをもつ子どもたち」の高校進学状況を改善するため、中学校や市町の進路指導に頼るばかりでなく、日本語、および日本文化が分からない保護者や、将来展望がもてない生徒たちへ、県教委としての説明の充実と、意欲の向上を図るべきだと考えます。具体的な改善方法を教育長に伺います。

【教育長答弁要旨】

「外国にルーツをもつ子どもたち」やその保護者への、高校進学に関する説明の充実と、生徒の意欲の向上を図る方策について、お尋ねをいただきました。

国籍にかかわらず日本語指導が必要な生徒やその保護者への高校進学に関する説明につきましては、各中学校が、個人面談や保護者会において、多くの市町で配置されている国際交流員や支援員などを活用して行っているところでございますが、教育委員会といたしましても、毎年夏季休業中に開催される名古屋国際センター主催の「外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス」にブースを設けまして、生徒やその保護者から直接相談を受けておりますほか、外国人生徒等選抜を実施している県立高校におきましても支援員などの通訳を介してそれぞれ進学説明会を行っているところでございます。

しかしながら、本県における日本語指導が必要な生徒の高校への進学というのは、議員御指摘のように神奈川県や東京都と比べて少ない状況となっておりますので、来年度からは、公立高校入学者選抜における外国人生徒等選抜の実施校を現在の4校から9校に拡大しますとともに、平成29年度からは、学力検査の方法もより外国人生徒等に配慮したものとするなど、より多くの生徒が公立高校で学ぶことができるよう改善を図っているところでございます。

生徒や保護者への高校進学に関する説明につきましては、現在の取組に加えまして、今後、地域の国際交流協会やNPOなどのご協力をいただきながら、説明の機会をより積極的に設けてまいります。

また、常日頃から高校進学に関する知識や情報を得ることが、生徒の進学意欲を高めたり保護者の理解を促したりすることにつながりますので、本県の入学者選抜制度をはじめ

高校進学に関する基本的なことがらを多言語で説明した情報を、ホームページ等に掲載することも検討してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

1 中小企業支援施策とものづくり人材育成について

- (4) キャリア教育推進事業を全高校対象に行っているが、勤労観の醸成、モノづくりの大切さを学ぶため、中高生とものづくり現場との交流の促進をさらに進めていくべきと考えるがどうか。
- (5) 高校生のインターンシップの充実と、現在のモノづくり現場の状況を正しく理解してもらうため、先生のインターンシップ研修を充実すべきと考えるがいかがか。

【教育長答弁要旨】

- (4) ものづくり人材の育成等につきまして教育委員会にもお尋ねをいただきました。

はじめに、中高生とものづくり現場との交流についてでございます。

本県におきましては、ものづくり愛知の伝統をさらに発展させていくことなどをねらいといたしまして、307校すべての中学校が「あいち・出会いと体験の道場 推進事業」によりまして、職場体験学習等に取り組んでおります。昨年度は、2,241人の生徒が994の製造業現場でのものづくり体験をしたところでございます。

また、工業高校におきましては、3日間程度のインターンシップのほか、産業現場で求められる実践的な技能を習得できるように、地域の企業と連携した「地域ものづくりスキルアップ講座」を実施しておりまして、昨年度は、県内58の企業におきまして174人の生徒が10日間から14日間の長期の実習を実施したところでございます。

今後におきましても、インターンシップ等の取組の拡大や、地域産業との連携の一層の強化を図りまして、ものづくり現場との連携がさらに進むよう改善を図ってまいりたいと考えております。

- (5) 次に、教員のインターンシップ研修についてでございます。

ものづくり県である本県の将来を担う人材を育成していくためには、企業との連携のほか、指導にあたる教員が、産業現場で求められる力を十分に理解することが必要でございます。

このため、教育委員会では、独立行政法人教員研修センターが実施をしております研修制度を活用して、3か月から6か月の長期研修と、3日から5日の短期研修という、

この二方式で、産業教育に携わる県立高校の教員を毎年企業等へ派遣しているところでございます。

また、ものづくり人材の育成を直接担う工業科の教員につきましては、工業校長会や工業科の教員で組織する愛知県工業教育研究会が、ものづくり企業等での技術講習会や、現場見学会等を開催し、資質向上に取り組んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も教員一人一人が実際の産業現場の実状を理解できるよう、研修の一層の工夫・充実に努めてまいりたいと考えております。

【要望】

それぞれご答弁をいただきありがとうございました。それでは要望をいたします。

一点目の、ものづくり人材の育成について要望したいと思います。

いま、大村知事おっしゃられたとおり、愛知のものづくりの振興は、やはり幼い頃からの人材育成にあると考えます。ものづくりの現場を見る機会、自分でものづくりに取り組む機会をその都度増やしていき、ものづくりに携わることの素晴らしさを伝え、勤労観を育てていくことの充実を要望したいと思います。

平成27年9月定例県議会 一般質問（9月29日） 教育長答弁要旨
13番 民主党 大嶽理恵議員

【質問要旨】

3 発達に支援の必要な子どもへの育成支援と教育環境整備について

- (3) 発達に支援が必要な子どもが適切な指導を受けるためには、保育所等訪問支援事業と学校等との連携を図り、相乗効果を狙うべきと考えます。その連携の重要性について、先生方の研修の中に内容を盛り込んだり、校長会等にご理解頂けるよう取り組みが必要であると考えますが、お考えを伺います。
- (6) 通常学級で過ごす発達障害の子ども数が年々増えていることを踏まえ、すべての先生に対する発達障害の研修の機会は、年1回程度必要であると考えますが、お考えを伺います。

【教育長答弁要旨】

- (3) 次に、発達に支援の必要な子どもへの育成支援と教育環境整備について、教育委員会に2点お尋ねをいただきました。

はじめに、関係機関と学校との連携についてでございますが、議員お示しの保育所等訪問支援は、児童発達支援センター等のスタッフが、障害児本人に対する集団生活適応のための訓練や、訪問先施設のスタッフに対しまして支援方法等の指導などを行うものでございます。

子どもたちの障害の状態から学校毎に事情が異なるとは存じますが、こうした関係機関が行う事業の有効性が認められる場合におきましては、活用を検討する必要があると考えております。

今後、特別な支援を必要とする子どもへの指導・支援の一層の充実を図るために、市町村教育委員会や学校に対しまして、関係機関が行う事業について情報提供を行うとともに、校長等の管理職を始めとする各種の研修会におきまして、関係機関との連携の重要性や有効性について、さらに理解を深めてまいりたいと考えております。

- (6) 次に、すべての教員に対する発達障害に関する研修についてでございます。

小中学校等におきましては、発達障害のある子どもが増えてきておりますことから、特別支援学級担当教員や通級指導担当教員はもとより、管理職や特別支援教育コーディネ

ネーター、さらには、通常の学級担任など、様々な立場や役割に応じた研修を行っているところでございます。

こうした研修に、すべての教員が毎年参加できる機会を設けることは、会場や講師の確保などの面から難しい状況でございますけれども、地域や学校の代表として参加する教員には、研修の成果をそれぞれの地域や学校で還元するよう依頼しているところでございます。

また、県の総合教育センターにおきましては、インターネットを利用して学習するeラーニング研修を実施しておりまして、その中で発達障害の理解と支援に関する講座を開設し、教員がそれぞれ担当するケースに合わせて、反復して研修ができるような体制も整えております。

これらに加えまして、5市町におきまして、通級による指導で蓄積した支援方法を生かすなどして、これを通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒に対する指導・支援方法の研究というのをモデル事業として実施しておりますので、その成果については県内に広く周知してまいりたいと考えております。

このような取組によりまして、すべての教員の特別支援教育に関する指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

【要望】

3点目の子どもの発達支援について要望したいと思います。

今回は発達障害の子どもへの支援について、たくさん伺いましたが、親御さんの中には、我が子にその症状が見てとれたとしても、発達障害だということを受容できない方もまだまだ多く見られます。これまで質問させていただきましたような支援体制が整っていくことによって、そのような方々にも安心して現実を受け止めることができ、その子どもが社会生活を営みやすくなるように、支援者とともに工夫をしていけるようになると考えます。この問題は教育委員会、健康福祉部等、様々な部署にわたる問題ではありますが、県下全域の発達に支援の必要な子どもの育ちがスムーズに支援されるように、連携の充実を図っていただくことを要望いたしまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

【質問要旨】

4 暴風警報時の学校の対応について

今回の台風18号の進路になった愛知県で、暴風警報解除後の強風による混乱や実際に登校を控えたなどの報告があったのか、そして、今回の台風や東日本の豪雨を教訓に台風等異常気象時の対応を踏まえて、愛知県教育委員会の定める「暴風警報解除後の対応基準」の見直しや、現在、暴風警報のみ段階的な休校となっていますが、大雨、洪水、大雪警報に関しては、引き続き特別警報が発表された場合のみの対応とするのか、教育長に見解をお伺いします。

【教育長答弁要旨】

暴風警報時の学校の対応についてお尋ねをいただきました。

台風等異常気象時における学校の対応につきましては、県からあらかじめ基準を示しておりまして、暴風警報が発表された場合には学校は休業となりますが、今回のように午前11時までに暴風警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を開始することとなっております。しかし、解除をされましても、実際の気象状況などから、登校が危険であったり困難だと保護者が判断した場合には、児童生徒は登校しなくてよいということにしております。

また、暴風警報が出されていなくても大雨等により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合には、市町村教育委員会や各学校において休業や授業の中止を決定することといたしております。

今回の台風18号におきましては、暴風警報解除後も市町村教育委員会や学校の判断によりまして、約3割の学校が終日休業にしております。また、暴風警報解除後に授業を始めた学校からの登校時の強風による混乱についての報告は、県教育委員会には上がってきておりません。

次に、本県の台風等異常気象時の対応基準の見直しについてでございますけれども、現在県が示しております先ほどのような基準は、暴風警報解除後の気象状況や大雨・洪水等の影響が、各市町村ごと、また同一市町村内におきましても差異があるといったことを想定して定められておりますので、児童生徒の安全確保については、引き続き学校や保護者

に適切に判断をしていただきたいというふうに考えております。

県教育委員会といたしましては、各学校において、気象状況の的確な把握に努め、引き続き柔軟な対応を行っていただくこと、また保護者に対しましては、危険が想定される場合には、安全を第一に、保護者の判断で登校を控えることも可能であることを改めて周知するよう、市町村教育委員会に要請をしております。以上でございます。

【要望】

今の気象状況の話ではありますが、精度も上がり、局地的豪雨や緊急地震速報などIT技術も進みまして、個人的にも非常時の情報が届きますから、判断するのは県民一人ひとりですので、普段から県民の防災意識を高めるとともに、特に学校と防災部局が連携を強化していただきますようお願い申し上げます。

【質問要旨】

3 県すべての高校生への労働基準法の教育の実施について。

国と県で連携をして、労働基準法を学ぶ機会を県すべての高校の教育に取り入れていくべきと考えますが、どうでしょうか？

5 学生のブラックバイトから身を守る対策について。

ブラックバイトから身を守る対策を県としても実施すべきと考えますがどうでしょうか。

【教育長答弁要旨】

3 教育委員会にも高校生への労働に関する教育及びいわゆる「ブラックバイト」から身を守る対策についてお尋ねをいただきました。

はじめに、高校生への労働教育についてでございますが、高等学校では、労働問題は公民科の授業の中で取り扱っておりまして、労働基本権の保障、わが国の労使関係の特色、労働条件などの基礎的知識について学んでおります。

また、愛知労働局や県の社会保険労務士会が高校生を対象とした労働関係法令に関する出前授業を実施しておりまして、毎年、教育委員会を通して各県立高等学校に案内を送付しております。例年、就職者の多い学校を中心に実施をしており、昨年度は20校で約4,100名の高校生が受講をし、入社前に確認すべき就業規則や有給休暇等の知識、入社後に職場でトラブルにあった場合の相談窓口など、やがて社会に出たときに必要となる労働者の権利などについて、具体的な事例などをまじえながら学んでおります。

教育委員会といたしましては、公民科の授業における労働に関する学習に加えまして、こうした出前授業の一層の積極的な活用を各学校へ働きかけてまいりたいと考えております。

5 次に、高校生がいわゆる「ブラックバイト」から身を守る対策のお尋ねについてでございます。

県立高校では、生徒のアルバイトについては許可制をとっておりまして、アルバイト

を希望する生徒には、事前に、仕事の内容、期間、勤務条件等を確認したうえで、生徒の生活時間、学業への影響、生徒指導上の問題等を考慮して、十分な指導を行ったうえでアルバイトを認めております。

アルバイト先におけるトラブル等について、近年、県立学校から報告を受けた事例はございませんが、議員御指摘のように、アルバイトに従事する生徒が、労働に関する基本的なルールを身に付けておくことは、ブラックバイトを含め自らの身を被害から守るためにも重要でございますので、生徒に対する事前指導の中で、労働条件や就業規則をしっかりと確認することや、労働時間の制限等の基本的なルールなどについても、十分に指導を行っていくよう、校長会や高等学校生徒指導研究会を通じまして、各学校に働きかけてまいりたいと考えております。

【要望】

就職だけでなくバイトで、ブラックバイトと呼ばれるものが多くあるので、そのことも含め、先程も前向きなお答えをいただきましたが、ぜひ、高校生、これから働く学生、労働教育が何よりも重要だと考えます。ぜひ、早期の取組を強く求めます。

平成27年9月定例県議会 一般質問（9月30日） 教育長答弁要旨
19番 自民党 中根義高議員

【質問要旨】

2 障害のある子どもへの継続した教育支援について

障害のある子どもへの継続した教育支援について、本県としてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いを致します。

【教育長答弁要旨】

障害のある子どもへの継続した教育支援についてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、障害のある子どもへの教育支援につきましては、進級や進学等がありましても、その内容や方法を途切れなく確実に引き継いでいくことが大変重要であると認識いたしております。

このため、障害のある子ども一人一人について、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫した教育支援を行うために、長期的な視点に立って保護者の願いや関係機関がそれぞれ行うべき支援の方向性などをまとめる「個別の教育支援計画」と、それに基づいて、毎年学校における具体的な指導の内容などを記載する「個別の指導計画」の二つの計画を作成いたしまして、これらを子どもの支援に関わる教員などの間で引き継いでいくことといたしております。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成は、特別支援学校におきましては、義務付けられておりますので、作成率は100%でございますが、小中学校においては、平成26年度の作成率はいずれも60%台となっております。

しかしながら、小中学校におきましても、これらの計画の作成や活用を通して、校内共通の認識のもと、その子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援が十分に行えることが大切でございますので、市町村における作成率向上の取組を促しているところでございまして、今後、平成30年度までに作成率を100%にすることを目標としております。

また、中学校卒業後、高校や就労先などの進路先においても適切な指導・支援を受けられることが大切でございますので、そうした場合にも、個別の教育支援計画がしっかり引き継がれるよう市町村教育委員会を通じて学校に働きかけているところでございます。

今後も、障害のある子どもへの継続した教育支援の充実が図られるよう努めてまいります。

いと考えております。

【要望】

次に、障害のある子どもへの継続した教育支援についてでありますけれど、教育長から支援計画、指導計画を現在のパーセンテージから100%を目標にと、大変力強いお言葉をいただきました。本当にありがとうございました。

平成27年9月定例県議会 一般質問（9月30日） 教育長答弁要旨
19番 自民党 中根義高議員

【質問要旨】

3 文化財のあり方について

文化財保護行政を教育委員会が行うこととする文化財保護法の規定を改めて認識し、「文化財保護法の精神を育む」ことを教育委員会の本来用務として、人材の育成に取り組む必要性があると考えている。今後の愛知県としての取組について伺う。

【教育長答弁要旨】

次に、文化財保護に係る人材育成についても御質問をいただきました。

近年、文化財を取り巻く状況は少子高齢化や過疎化などの社会の変化や人々の意識・価値観の多様化によりまして著しく変化しておりますので、これからの文化財保護行政は、これらの影響を考慮に入れながら総合的に推進していかねばならないと考えております。

このため、本県では昨年度と今年度の2カ年をかけまして、「愛知県文化財保護指針」の策定作業を進めているところでございまして、ご質問の人材育成につきましては、この指針の中でも重要な柱の一つと位置付けて行くことといたしております。

まず、後継者の確保・育成につきましては、地域住民だけでなく、NPOや民間企業、地域に関わりのない個人等にも積極的に文化財保護に関わっていただくことが解決策の一つと、このように捉えておりますので、そのために、文化財の価値をわかりやすく伝え、文化財を取り巻く関係者とのつなぎ役となる文化財サポーターの育成を図りながら、地域住民や諸団体等の参加を促してまいりたいと考えております。

次に、文化財保護の知識と技術を有した人材の育成につきましては、本県では、愛知建築士会と連携をいたしまして、歴史的建造物の保護に携わる「あいちヘリテージマネージャー」というものの養成に努めておりますけれども、これを、今後、他の文化財分野にも拡充をしていきたいと考えております。

さらに、文化財の保存を図りながら、文化財が持つ魅力を活かして観光資源など、地域の活性化やまちづくりにつなげる人材も必要となりますので、今後、地域住民の理解と参加の下で保存と活用を総合的に調整することができる文化財コーディネーターの育成も必要になってくると考えております。

県といたしましては、「文化財保護指針」の策定により、人材育成の方針を明らかに

しながら、文化財保護に「熱意のある人」をしっかり育ててまいりたいと、このように考えております。

【要望】

3項目の「文化財のあり方について」でありますけれども、この文化財の活用という面では、この産業という面で捉えると人材の育成から資材の調達、産業ということにも考えられるわけでありまして、また、山村問題等々と連動する部分が多いことを考えれば、これは地域振興の問題でもあると思いますし、また、戦略的に考えて行くのであれば、観光という切り口も大きな視点の捉え方だと思っております。

その他にも、先ほどの建築士会さんとの「ヘリテージマネージャー」の話もあったわけですが、保存や活用という面では建設の専門家の方や、また、修景や地域の環境までを対象としたものであれば、農村環境ということであれば農林水産部の分野も、また天然記念物を始めですね、他のことでも景勝地と考えれば、環境の面でも大変広く影響してくるものだと思っております。

是非とも教育委員会が、音頭を取っていただいて、横串といいますか、横断的な実りある活用をご検討いただきますよう要望いたしまして、以上とさせていただきます。

【質問要旨】

- 1 不登校対策について
- (1) 小中学校における不登校の未然防止にむけた取り組み及び不登校児童生徒やその保護者への支援の充実について、お伺いします。
- (2) 多様なニーズに応える学校づくりに対し、今後の昼間定時制や全日制の単位制高校の拡大への取り組み、さらに通信制教育の充実に対し、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。
- (3) 不登校対策を多角的に進めていくうえで、フリースクール等の民間を含めたあらゆる機関との連携について、どのように考えているのか、お伺いします。

【教育長答弁要旨】

- (1) 不登校対策につきまして、教育委員会に3点のお尋ねをいただきました。

はじめに小・中学校における不登校の未然防止に向けた取り組み及び不登校児童生徒やその保護者への支援の充実についてでございます。

登校への不安や無気力、友人関係のトラブルなどをきっかけとする不登校を未然に防ぐためには、なによりも学校が、教師と児童生徒、また児童生徒同士の良い信頼関係を構築し、絆づくりや自己有用感の醸成に努めることが大切でございます。したがって、県では、こうした未然防止につながる教育活動をモデル校による研究発表会や研修会を通して、県内に広げてまいりたいと考えております。

また、不登校状態は長引くほど学校への復帰が困難となります。このため、各学校において教育相談や不登校対策委員会にスクールカウンセラーをいっそう効果的に活用し、学級担任だけでなく、学校全体で早期に不登校児童生徒の状況を見極め、きめ細やかな支援をしていけるよう指導・助言をしているところでございます。

さらに、不登校状態を改善するためには、家庭への働きかけが不可欠でございます。学校では家庭訪問をしたり、保護者にスクールカウンセラーとの面談を勧めたりしているところでございます。また、県としても、特にひきこもり等重篤な不登校児童生徒の家庭に対しましては、保護者が一人で悩みを抱えないよう、経験豊富な教員OBの家庭教育コーディネーターと学生ボランティアとがチームを組んだ訪問型の相談活動

を行っております。

今後は、家庭環境が主な要因で不登校となっている児童生徒もおりますので、その家庭環境を改善するため、関係機関と連携した支援も重要となります。このため、高等学校で本年度から導入したスクールソーシャルワーカーの取組と成果の検証を行いまして、小・中学校におけるその活用についても検討してまいりたいと考えております。

(2) 次に、今後の昼間定時制高校や全日制の単位制高校の拡大への取組、さらに、通信制高校の充実についてのお尋ねをいただきました。

議員御指摘のように、現在の定時制高校や通信制高校は、従来からの勤労青少年のための教育機関としての役割だけではなく、中学校時代に不登校であった生徒や、特別な支援を必要とする生徒、日本語指導を必要とする外国人生徒など、さまざまな生徒が、自分のペースに合わせて学ぶための教育機関としての役割も果たしております。

このうち、特に県内に4校ある昼間定時制高校は、いずれも毎年多くの志願者を集めておりまして、教育委員会としても、その受け入れ体制を一層整備していかなければならないと考えているところでございます。

このため、本年3月に策定いたしました県立高等学校教育推進基本計画では、不登校をはじめ、さまざまな事情を抱える生徒の学習ニーズに応えていくために、生徒が自分に合ったペースで学ぶことができる昼間定時制高校や、全日制単位制高校の設置を検討することを掲げているところであります。また、通信制高校につきましては、多様なニーズに合わせてきめ細かな指導を行うことができる環境整備を図るため、定時制との併設を含め、研究を進めていくことといたしております。

議員お示しのように、平成29年4月には、愛知工業高校の校地に、複数部制単位制の定時制高校、いわゆるステップアップハイスクールを開校する予定いたしておりますが、その他の学校の設置につきましても、基本計画を推進するための実施計画の中で検討してまいりたいと考えておりまして、「第1期実施計画」は今年度内に策定することとしております。

(3) 私からの最後の答弁でございますが、フリースクール等の民間を含めたあらゆる機関との連携についてのお尋ねをいただきました。

要因や背景が複雑化、多様化している不登校児童生徒への適切な支援を行う上で、学校が連携すべき専門機関等は多岐にわたっております。

不登校児童生徒が一番多く学校外で相談・指導を受けている機関が、市町村が設置する適応指導教室でございますが、学校は、適応指導教室とは児童生徒への支援の実績

や出欠席の状況等に関しまして情報共有に努めており、連携して学校復帰に向けた働きかけを計画的に進めているところでございます。また、児童生徒の状態によりましては、心療内科や児童相談所などの関係機関からも助言をもらいながら対応しているところでございます。同様に議員御指摘のフリースクールなどの民間施設との連携につきましても、該当する不登校児童生徒は限られてはおりますものの、学校はそうした施設と定期的に情報共有を図っているところでございます。

県といたしましては、今後とも、不登校児童生徒のための居場所づくりに実績をもつフリースクールを含めて関係機関との連携強化を図りながら、不登校児童生徒の自立に向けた支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

【要望】

私からは不登校対策について、要望をさせていただきます。私は先日、神奈川県川崎市にありますフリースペース「えん」にお伺いをいたしました。

これは、川崎市が設置をいたしまして、NPO法人に委託をしている全国でもめずらしい公設民営のフリースペースとなっております。管理運営をしているNPO法人「たまりば」は、誰もが生きている、ただそれだけで祝福される、そんな場所をみんなで作っていく、そうしたことをコンセプトにされておりました。一般的に民間のフリースクールは、月に3万円とか5万円等の会費がかかります。しかし、ここは市からも1,800万円程度の補助金が入り、対応児童は無料というふうになっております。この法人の、西野代表から様々お伺いいたしましたが、中でも不登校児童には様々な状況があり、特に児童がかかえる障害や家庭の困窮も不登校に密接に関係をしているというお話もありました。現にここに通う児童の50.7%は発達障害や何らかの障害をかかえておまして、また、同じく通う児童の21.7%は生活保護や母子家庭で支援が必要であるという生活困窮家庭であるといったことでありました。市の教育委員会からの派遣教員による学習支援や、精神保健福祉士、また社会福祉士、そうしたエキスパートも配置をして支援体制を整えてもおられました。公設民営ならではのこうした取組によって、学校や民間施設、さらには家庭の中にも居場所をなかなか見つけることができない、こうした児童生徒が自己を肯定して、自信を取り戻せる居場所になっているというふうにも実感をしたところです。

私は、不登校対策に特効薬もなければ答えがあるわけでもないというふうに思います。しかし、だからこそ官も民も含め、より多くの機関、そして大人が係っていくことが必要であるというふうに思います。

そこで要望でありますけども、まず1点目といたしまして、県内のフリースクール等につきまして、このフリースクール等、及びそこに通う児童、またその保護者のですね、意見収集等を含めて実態調査を県として実施していただきたいということをお願いいたします。

中学校卒業後の進路につきまして、経済的、そして精神的にも負担が少なくなるように、特に今回提案をさせていただきました通信制教育について、不登校を経験した児童にふさわしい選択肢となるように、その在り方を検討して頂くように重ねて要望させていただきます。発言を終わります。

平成27年9月定例県議会 一般質問(9月30日) 教育長答弁要旨
21番 自民党 青山省三議員

【質問要旨】

1 台湾との観光振興について

(2) 県行政としての評価

ア このような修学旅行または教育旅行のプログラムを県行政としてどのように評価しておられるのか、子どもたちへの国際理解教育などの視点からご答弁頂きたいと思います。

【教育長答弁要旨】

台湾との「修学旅行プログラム」に対する評価について、教育委員会にも国際理解教育の視点からお尋ねをいただきました。

グローバル化が進展し、諸外国との交流が今後ますます盛んになることが予想される中で、中学生や高校生が海外の文化に直接触れるさまざまな場をつくり、異文化理解の促進を図っていくことは、きわめて大切なことであると考えております。

現在、公立中学校においては海外への修学旅行は行われておりませんが、市町村が異文化への理解を深めるために小・中学生を対象に実施をしている海外派遣に、毎年かなりの児童生徒が参加をしているところでございます。

県立高校におきましては、海外への修学旅行、姉妹校提携等による学校間交流、海外語学研修などのほか、アジア諸国からの高校生訪日団の受け入れ等についても積極的に行っているところでございます。

議員お示しの台湾の「修学旅行プログラム」は、台湾の高校が海外への修学旅行を行う場合に台湾政府が費用の一部を補助するものと伺っておりますが、台湾の高校生との交流は、本県の高校生にとっても、異文化を理解したり、日頃学んでいる国際共通語である英語の実践的なコミュニケーションの場となったりすることから、その意味でも、意義あるプログラムであると受けとめております。

教育委員会といたしましては、県立高校の生徒が海外の文化に触れるさまざまな機会を積極的に設けていくことは大変重要と考えておりますので、今後、このプログラムによる受け入れの機会があれば、県立高校でも実施されるよう検討してまいりたいと考えております。

【質問要旨】

2 道徳教育と授業改善の取組について

(1) 道徳教育について

ア 道徳教育の現状と課題をどのように把握をし、今後どのように改善していかれるのか伺う。

イ 地域教材を道徳教材として取り上げる有効性と副読本等の編纂及びライオンズクエストのプログラムの活用について伺う。

ウ 教員の指導力向上に向けての具体策について伺う。

(2) 授業改善のための具体的な取組と教員研修の実態と方向性について伺う。

【教育長答弁要旨】

(1)ア 道徳教育の充実についてお尋ねをいただきました。

始めに道徳教育の現状と課題についてでございますが、小・中学校における道徳教育は、他人を思いやる心や生命を尊重する心など「豊かな心」を育むため、道徳の授業を中心としながら、思いやりの心をもって接する異年齢集団活動や地域ボランティア清掃などの体験活動と関連させまして、学校教育全体で取り組まれているところでございます。

しかしながら、道徳の授業では、児童生徒に読み物資料の登場人物の心情を理解させたり、望ましいと思われる道徳的価値を発表させたりすることに留まってしまう場合もございますので、活発な意見交換を通して多くの価値観に触れさせたり、自分の生き方にまで考えを深めさせたりすることのできる多様で効果的な指導方法を工夫していかねばならないと、このように考えております。

現在、県といたしましては、各市町村の指導的立場の教員を対象とした研修会を開催し、積極的に、ワークシートを活用して児童生徒が自分の思いや考えをまとめたり、対話や討論などを通して互いのよさや違いを認め合ったりする取組について研究協議を進めているところでございます。

そして、効果のあった指導方法につきましては、県教育委員会道徳教育総合推進WEBサイト「モラルBOX」に掲載するなど、その成果を広く普及させることに

努めております。

今後、道徳の教科化を踏まえまして、いじめや情報モラル、生命倫理などの現代的課題について重点的に取り上げ、児童生徒が自分の事として主体的に話し合い、解決していこうとする意欲や態度を培う具体的な指導方法の研究に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、道徳教育を充実させるためには、学校だけではなく、家庭や地域の協力も重要でございますので、啓発リーフレットの作成や、家庭、地域において、道徳の授業が話題となるような積極的な授業公開の機会を設けてまいりたいと考えております。

イ 次に、地域教材を道徳教材として取り上げる有効性と副読本等の編纂、そして、ライオンズクエストのプログラムの活用についてお尋ねをいただきました。

道徳の時間に使用する教材は、児童生徒が道徳的価値に気付き、考えを深め、学び合うための大切な手だてとなりますので、魅力的な教材の開発は道徳教育の充実を図るうえで不可欠であると考えております。

とりわけ、地域ゆかりの偉人や民話などをまとめた副読本や、地域に根付く伝統文化に携わる方や地域の美化活動に熱心に取り組む方などに思いを語り聞かせていただく教材というのは、児童生徒が自分の暮らす地域に対して強い関心を持ち、愛着と誇りを育むためには大変有効であると考えております。

また、文部科学省のWEB「総合的な学習の時間」応援団ページに掲載をされております、ライオンズクエスト「思春期のライフスキル教育プログラム」等を、道徳の授業に関連させながら、児童生徒の発達段階に応じて活用していくことも、児童生徒の道徳性を養う上で効果的な方法の一つであると考えております。

今後、道徳の教科化によりまして、主たる教材として検定教科書が使用されるようになりますけれども、児童生徒の発達段階や地域の実情にあわせて、地域教材や教育プログラムなどについても効果的に活用されるよう、県の道徳教育総合推進WEBサイトや道徳教育担当者を対象とした研修会を通じまして、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

ウ 次に、教員の道徳教育の指導力向上に向けてでございます。議員ご指摘のとおり、教員の指導力向上なくして、道徳教育の充実を図ることはできません。

県教育委員会では、各小・中学校の教員の道徳教育の指導に関する理解を促進し、全校体制での指導内容や方法等の改善が図られるように、中核的な役割を果たす道

徳教育推進教師などを対象とした研修会を計画的に実施しております。

また、「命を大切にできる子どもを育む道德教育」や「教科化に向けた授業づくり」を研究テーマとした研究指定校による授業公開や研究協議会を通して、すぐに授業に生かせる教材やワークシートなどの普及に努めております。

それとともに、平成30年度からは、道德の授業が「特別の教科」になり、その評価は、他の教科のように数値によるものでなく、児童生徒の心の成長を言葉によって適切に行うこととなっております。そこで、学識経験者や研究モデル校の教員などを構成員とする道德教育推進会議において評価方法について研究をし、教員への浸透を図ってまいりたいと考えております。

- (2) 最後に、テスト対策ではなく、授業に児童生徒が積極的に参加できる授業改善についてのお尋ねをいただきました。

児童生徒一人一人の確かな学力の定着と伸長を図るためには、日々のわかる授業の積み重ねが大切でございまして、児童生徒が生き生きと主体的に参加できる指導方法や指導体制について、授業改善を推進していかなければならないと考えております。

現在、小・中学校では、児童生徒が追究すべき課題を確認し合う場を重点的に設定したり、ペアやグループで学び合い、教え合う協働的な活動を積極的に取り入れたりして、自ら学び深く考える授業づくりのための校内研修を進めているところでございます。

県教育委員会としましては、こうした学校における授業改善の取組を積極的に支援するために、すぐれた授業を県教育委員会のWEBページに掲載するとともに、普及する研修会を開催しているところでございます。

また、全国学力・学習状況調査も、児童生徒が日々の授業で確かな学力を身に付けられているかどうかの実態を把握する有効な手立ての一つとなり得ますので、この結果を活用して授業改善につなげていくことが大切でございます。この観点から、県教育委員会では、全国学力・学習状況調査の結果を分析するための独自のプログラムや授業改善の指針を示す「授業アドバイスシート」を作成し、各学校で授業改善に役立ててもらえるよう働きかけをしているところでございます。

平成 27 年 9 月定例県議会文教委員会(10月6日)

議案審査(1件)

第 118 号議案

愛知県体育施設及び社会教育施設条例の一部改正について

【議案質疑】

なし

【一般質問】

山田 たかお 委員(自民党)

教職員の取り組み姿勢について

- ・教員のモチベーション及び多忙化の分析
- ・校長の意識改革等
- ・意識改革のための研究指定校

岡 明彦 委員(公明党)

県立学校における防災教育・訓練と学校BCPについて

- ・県立学校防災に必要な教職員の研修
- ・県立学校BCPの見直し及び人事異動に伴う更新

食育について

- ・栄養教諭の配置状況等の現状及び課題解決に向けた取組、今後の課題

教員採用について

- ・多様な人材を確保するための教員採用の現状と課題

安井 伸治 委員（民主党）

東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化事業について

- ・2020年東京オリンピックあいち選手強化事業における強化指定選手の認定基準及び支援内容
- ・東京パラリンピックに向けた選手強化

教員不祥事防止対策について

- ・神奈川県「不祥事ゼロプログラム」への認識
- ・本県への導入

地域未来塾について

- ・本県の取組状況、事業の有効性及び今後の取組

辻 秀樹 委員（自民党）

スポーツを通じた児童生徒の健全育成について

- ・子どもたちの健全育成におけるスポーツの位置づけ
- ・子どもたちのスポーツへの関心を高める取組
- ・総合型地域スポーツクラブの意義、本県における現状及び課題

富田 昭雄 委員（民主党）

不登校児童生徒の学習機会について

- ・不登校の現状、不登校対策への取組及びフリースクールの現状
- ・フリースクールとそれ以外の施設との連携

全日制高校への進学率について

- ・計画進学率と実績
- ・公私比率

入試制度の変更について

- ・変更点及び検討内容
- ・推薦入試の基準

「あいち山車まつり日本一協議会」について

- ・発足の経緯と目的及び事業内容
- ・山車文化の保存と継承

いじめへの対策について

- ・いじめの認識、対応に対する教員の研修方法
- ・いじめ防止に対する徹底及び周知

神野 博史 委員（自民党）

高等学校の教員の資質の向上について

- ・教員の資質向上のための研修の現状
- ・英語教育海外派遣事業の成果及び今後の計画
- ・教職員の不祥事の発生状況及び防止対策
- ・わいせつ事案に対する分析とその対策

特色ある学校づくりについて

- ・特色ある学校づくりに向けた今後の取組

直江 弘文 委員（自民党）

いじめへの対応及び教員の不祥事防止対策について

- ・いじめの防止のための規律の徹底といじめ基準の明確化
- ・教員の不祥事防止

主権者教育の推進について

- ・国からの副教材の内容
- ・教員が政治的中立性を保つための取組